

奈良県告示第五百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称
遅瀬（ト）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
所在地及び標柱番号

山辺郡山添村大字遅瀬一六〇五番	一号
〃	二七五二番
二七五二番	二号
〃	二七四一番
二七四一番	三号
〃	二七四五番一
二七四五番一	四号
〃	一六一八番二先河川敷
一六一八番二先河川敷	五号
〃	一六一七番
一六一七番	六号
〃	一六五一番先里道
一六五一番先里道	七号